

企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託仕様書

1 業務名

企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託

2 業務目的

福島県の地方創生の充実・強化を図るため、地域を熟知した県内の金融機関との連携により、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行い、企業と連携して地域の課題解決を図るとともに、寄附の獲得を目指す。

3 業務内容

(1) 企業への働きかけ

受託者は、本社が福島県外に所在する企業に対して、直接訪問、電話やメール等の手段を通じ、積極的に寄附を働きかけること。

なお、働きかけに際しては、企業版ふるさと納税の制度の詳細を丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、相手企業の意向に基づき、福島県が定める企業版ふるさと納税寄附受け入れ対象事業を適時適切に紹介すること。

(2) 業務の進捗報告

受託者は、寄附に結びつく可能性がある企業の情報を獲得した際は、速やかに福島県に報告し、必要に応じて寄附確定に必要な情報の提供や支援を求めること。

また、想定以上の寄附が見込まれることにより、委託料額が契約で定める上限を超過することが見込まれる場合は、速やかに報告を行うこと。

(3) マッチング後の企業へのサポート

受託者は、福島県への寄附が確定した企業が現れた際は、速やかに福島県に報告のうえ、寄附実施までの企業からの問い合わせ対応などマッチング後の寄附受け入れまで企業へのフォローアップを行うこと。

(4) 請求書の提出

受託者は、契約締結日から下記受け入れ期限までの寄附獲得実績額に応じた委託料の請求書を提出すること。請求金額は、委託料額（委託金額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。

なお、福島県への寄附金の入金は令和9年3月31日（水）を締め切りとする。

(5) 成果品及び納品時期

ア 寄附獲得実績リスト

イ 提出期限 令和9年3月31日（水）

ウ 提出手法 メールによる電子データの提出。様式は問わない。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 その他

- (1) 支払総額の上限が本業務に係る予算額となるため、企業が本県への寄附の意向を示した際は、予め福島県に情報共有し、委託料の支払い可否について確認のうえ企業との調整を進めること。事前調整なく寄附金が入金され、委託料総額（支払予定額を含む）の合計が上限額（本業務に係る令和8年度予算額）を上回った場合、当該委託料を支払うことができなくなる場合がある。この場合、福島県は一切の責任を負わないものとする。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、福島県と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 福島県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (4) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から福島県に帰属する。

6 留意事項

- (1) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部については、事前に書面にて報告し、本県の承諾を得たとき場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、企画提案書の内容を基本に本県と十分に協議を行い、本県の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (4) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めること。